

行政調査新聞社  
 〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東三丁目八番地十三  
 TEL 049(237)5431 FAX 049(237)5432  
 http://www.gyouseinews.com/  
 東和銀行霞ヶ関支店 普通口座 3009607  
 キョウセイチョウサシンブンシャ(行政調査新聞社)  
 社主 松本州弘  
 毎月一回 22日発行  
 一般購読費.....1ヶ月 1万2千円  
 賛助購読費.....1ヶ月 3万円  
 賛助会員購読費.....1ヶ月 6万円  
 特別購読費.....1ヶ月 12万円

平成22年(2010年)

# 行政調査新聞

## 12月号

行政調査新聞は、地域住民の権利を擁護し、行政と公共機関の横暴に対して断固たるメスを振るう新聞です。

### 川島町12月議会特集・高田町政2期の総決算！

## 広域ごみ処理施設問題でまたしても「前言翻し」！

## 「新規就農」補助金を親戚にあたる個人に不正支給？

## 「二枚舌」高田町長は「功績」に固執し町政を私物化か！

「川島町のごみ処理施設問題だが、一度は中部環境保全組合への参画を先方に伝えていたはずなのに、突如としてキャンセルし川越市に急接近している。町側はもっともらしく釈明するが、実際は高田町長の功績づくり、政治的目的のためではないのか？」

こうした声が川島町の一部でささやかれている。さる12月議会で明らかにした事実の数々から、特に高田町政第2期の実像を検証するものとして、まずはこの「川島町ごみ処理施設問題の顛末と疑惑」を、そして「町長の親戚にあたる個人A氏への補助金支出疑惑」について、「川島町農業者支援対策事業補助金交付要綱」告示に至るまでの、まるでA氏に歩調を合わせたかのような経緯をお伝えする。

今年4月23日に開かれた川島町議会全員協議会では「ごみ処理施設の広域化について」が話し合われ、高田町長が川島町の中部環境保全組合への参画意志について述べた。採決こそ行われなかったもの

### 川島町広域ごみ処理施設問題

### いったん要望した「中部環境」参画をドタキャン！

### 川越市に接近する「二枚舌」高田町長の思惑

ごみ焼却施設の老朽化が県内各自治体の悩みのタネとなっている。昭和52年に設立された埼玉中部環境センターは、埼玉中部環境保全組合（鴻巣市・北本市・吉見町の2市1町。管理者は新井保美吉見町長）が管理・運営するごみ処理施設だ。

設立から四半世紀を経過した同センターは、平成19年より一般廃棄物処理のための「新施設整備計画」を推進。昨年度末（今年2月）には「新年度の早い時期に新施設の枠組みを決定」する段階を迎え

この計画に近隣の他自治体も参画・加入を要望した。今年3月23日には小川地区衛生組合（小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村の4町1村から構成）が、老朽化した焼却施設に代わる新規の建設への目的がたまたないため、埼玉中部環境保全組合に対し、「新施設整備計画参画のお願い」の文書を新井保美管理者（吉見町長）に提出。また桶川市も加入申し入れを行っている。

川島町もまた、今年の春に中部環境保全組合への加入を

5月24日に行われた中部環境保全組合の第2回定例会。ここで川島町の「参画希望」が組合議員らに正式に伝えられたことは先述のとおり。ところが、この第2回定例会の一般質問における同組合菅野議員の発言が、「いったん参画を希望した」はずの川島町を躊躇させる要因になっ

の、町議全員が納得したものと認識した川島町側は26日、正式な参画要望文書を中部環境管理者（吉見町長）に提出した。

いっぽうの中部環境保全組合、第2回定例会（5月24日）にて川島町からの要望を組合議員らに正式に伝達。これにより、川島町の新たなごみ処理の方策は、ほぼ固まったかのように思われた。

だが川島町はさる10月上旬、中部環境保全組合に対し参画をキャンセルする旨の文書を伝えたのだ。同月後半には中部環境側で第3回定例会が予定されており、川島町をはじめ参画希望自治体すべてを含んだ「枠組み」についての議論がいつそう活発に行われるはずの、そんな矢先のことだった。川島町は自ら中部環境保全組合への参画を要望し

ておきながら、いざ中部環境

側が枠組みを決定する直前になると、まさにドタキャンしたわけである。ずいぶん勝手な話ではある。その勝手さのなかには、高田町長の「独善性」さえ感じられる。

いったい、町長はどうしようというのか？ 中部環境の代わりに川島町が急接近したのは川越市。同町に隣接する人口34万人の中核市は、今年4月から稼働を開始した熱回収施設「資源化センター」（同市大字鯨井・265トン規模）という市単独のごみ処理施設を擁している。

先に述べたとおり川島町のごみ処理はこれまで町単独おなじく単独処理を行う川越市にごみ処理を依頼すること、いわば「川越・川島広域ごみ処理ブロック構想」を企図している、というのである。

市、川島町まで参画した場合300トン規模で収まるのかどうか、また大型施設を1カ所に作るのか、と問うた同議員に対し、組合側は参画希望自治体すべてを受け入れた場合は約340トン規模の施設が必要であり、新施設の立地については原案すら出ていない状況である、と回答した。

た、という。川島町側は本紙に対しこう説明する。「菅野議員が一般質問で、中部環境側がこれまで新施設整備計画で目標としてきた『300トン規模の施設建設』に再考を強く促したことに、我々は注目せざるを得なかった。小川地区のみならず桶川

### 「ドタキャンの真相」は「招かれざる客」川島町が抱いた不安か？ 「ごみって不思議ですね。向こうから来るのですから」

### （中部環境・菅野議員）

川島町側は本紙に対しこう説明する。「菅野議員が一般質問で、中部環境側がこれまで新施設整備計画で目標としてきた『300トン規模の施設建設』に再考を強く促したことに、我々は注目せざるを得なかった。小川地区のみならず桶川

たとえば350トン規模の新施設が、現在の施設が所在する吉見町に再建設されるのであれば、隣接する川島町としては助かる。だがこれはこちらの一方的な希望に過ぎない。吉見町に建てられる保証などどこにもない。また小規模の施設が分散して建設された場合、川島町がどこに組みを搬出することになるのか皆

## 「住民の足を踏まざるを得なかった」(川島町) だが川越市への「鞍替え」の背後に「高田町長の政治的理由」の存在を訝る声も

中部環境側にとって、川島町は「招かれざる客」だった。…。そう表現するには語弊があるにせよ、新施設の建設場所が未決定という状況で、定例会にて「大きな施設を作る必要があるのか」という意見が出たことに対し、川島町側は敏感に反応せざるを得なかった、という。

「いったんは参画希望を伝えたいものの、吉見町以外の場所に新施設が作られる可能性を考えた場合、中部環境保全組合と一緒にやっていくことが本当に町民のためになるのかと、二の足を踏まざるを得なかった」(川島町)

第2回定例会以後、中部環境保全組合への参画に強い懸念を抱いた川島町が新たに処望を打診したのは川越市だった。先に述べたとおり、人口34万人の川越市は265

目見当がつかない状況にあること、そして中部環境側の新施設整備計画には、まだ多くの議論の余地を残していることが、参画要望を伝えた後の定例会で明らかになったのだ。

菅野議員は定例会で、参画を希望する近隣自治体をすべて受け入れたら人口40万人分に匹敵するとの試算を示し、

「川越市側の反応は悪くなかった。むしろ公式に何かを確約したわけではないが、大筋においてOKとの感触を得た」(川島町)

川越市側の反応が確かなものだったからこそ、いったん要望した中部環境保全組合への参画を断る意志を固めた川島町。これと並行して中部環境側が10月22日に開催する第3回定例会にて、いよいよ「新施設整備計画の枠組み」を決定する、という情報もたらされた。

9月22日…。川島町議会全員協議会にて、高田町長は町議らに対し「中部環境への参画を断り、川越市に接触したい」意志を公式に表明した。

「現状の240トンから新たに300トン規模で(ごみ処理施設を)作り直すといえ、近隣自治体が続々と集まってくる」中部環境の現状について、やや迷惑そうにこう述べている。

「このとき、特に反対した議員は1人もいなかった」(川島町) 川島町の方針がこれで決定。要望の取り消しを中部側に申し出る作業が残された。

「中部環境の第3回定例会(10月22日)で枠組みが決定された後に、我々が参画要望を取り下げれば先方に混乱を来すことは必至だ。だからこちらとしては定例会の前に『新施設整備計画への参画要書の取下げ』を組合管理者に申し出なければならぬ。8日に取下げを申し出たのは、つまりドタキャンせざるを得なかったのは、そういう理由からだ」

予定どおり開かれた第3回定例会で、中部環境保全組合は組合議員らに対し、川島町の要請取下げを正式に報告している。

一連の経緯で川島町側の明白な非を指摘するならば、まずは中部環境保全組合の新施設整備計画に対し、建設場所等の未決定を含む進捗状況等を正確に把握しないうちに「参画要望」を伝えてしまっただ、その拙速さがある。「気持ちにはやっぴ一度はお願したものの、よくよく話を聞いてみたらこちらの利益にならないかもしれないから、やはり止めます」というのは、責任ある行政をすすめる自治体の態度とはいえない。「参画要望」も「中止申し出」も、ともに意志決定のトップは高田町長である以上、川島町の「みっともない挙動」の責任の所在が町長にあることは明らかだ。

その優柔不断さを「本当に町民のためになるのだろうか」という真摯な自問自答の表れとするなら聞かざるを得ない。しかし高田町長の「前言翻し」はこれが最初ではない。近隣自治体組織への「裏切り」を、すでに高田町長は、他でもない川越市に対して行い、川越市側が激怒した経緯がある。

「高田町長お得意の『二枚舌』がまた出た」、「自身の政治的理由から川越市との広域清掃センター建設をもちだしたのか」と、根強い疑惑の視線を向ける川島町民が多いのもまた事実だ。

## 高田町長の十八番！「あの話はなかったことにしてほしい」川島IC「名称問題」で川越市を激怒させた「前言翻し・二枚舌」高田町長の「裏切りヒストリー」

高田町長の「二枚舌」を川島町民のみならず近隣自治体に強烈に印象づけたのは、今回ごみ焼却施設問題で身をすり寄せているはずの、川越市に対する「裏切り行為」である。

そもそも03年(平15年)の川島町長選で高田町長が初当選したのは「川越市との合併は避けて通れない」との主張が町民の支持を得たことが大きい。にもかかわらず、高田町長は1期目時代より川越市に要望されつづけ、いったんは町長自身も了解した「ある事柄」を、2期当選後に無碍にもひっくり返したのだ。

現在の「川島インターチェンジ」(08年開通)をめぐる名称問題である。首都圏中央連絡自動車道(圏央道)のインターチェンジ(IC)を川島町に建設する際、川越市は新ICの名称を「川島町・川越北IC」でお願いしたいと2年(平成16年、18年)にわたり要望していたのだ。

05年(平17年)、国土交通

## IC周辺開発整備で約8億円の税収増を見込んだ高田町長「川島ブランド」確立を自らの功績とするため川越市を切り捨て！「ごみ焼却施設」「川越市への寝返り」も町長功績作りの二環か？

しかし、川島町は新ICの名称を「川島IC」に決定し

た…。川越市の要望を一度は了解していたはずの高田町長が、川越市側に「あの話はなかったことにしてほしい」と

省は「観光ルネサンス事業」…。国際競争力のある観光地づくりをするための観光産業向け支援策を開始。具体的な支援内容は地域観光振興事業費補助金の交付が柱である。

現在、関東地方の自治体でこの事業による補助対象となつていのは日光市(栃木県)、草津町(群馬県)、香取市(千葉県)、そして川越市(埼玉県)の4自治体だ。

08年(平20年)に「観光ルネサンス」補助対象となり、約1億円の補助金対象となつた川越市は「小江戸川越観光振興事業」をスタート。観光客数1000万人を目標とした観光インフラの整備に注力することとなった。

NHKが川越を舞台とした連続テレビ小説「つばさ」の収録を開始し、翌年(09年)に放映したことで観光客数が大幅な増加を示したことは記憶に新しい。

川島町の新ICが開通を迎えたのは、川越市が「観光ル

ネサンス事業」に努力を集中し勢いづいていた、まさにその時期であった。

そのため川越市は、川島町の新ICを川越市への重要な観光インフラと認識。その名称を「川島町・川越北IC」と「川越」の地名を含めたものにしてほしいと、新IC開通の約2年前から公式に要望しつづけていた。

「川越との合併」を公約に掲げてきた高田町長もまた、この要請を一度は了解した。川島町は当時「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)にもとづき、川越市との1市1町の合併を推進。町民の多くも川越市との合併を希望していた。

新ICの名称を「小江戸川越IC」でいいのではないか。川越市との合併を希望するならば川島町からの、そうしたアプローチが必要だ」という、少なからぬ町民の声を本紙も実際に耳にしていたほどだった。

白紙撤回の意志を伝えたことを、本紙は川越市行政関係者に確認している。

川越市への約束を反故にし「川島IC」に決めた理由は、同町の今年度施設方針から明白に読み取れる。「圏央道インター周辺部の整備」には、こう記されている。

「圏央道川島インター周辺部の整備につきましては、平成19年12月から営業を行っていた大型商業施設と、平成21年3月にまちびらきを行った川島インター産業団地の相乗効果で、町のイメージも様変わりし、町の財政面も含め、事業効果が確実に出てまいりました。産業団地では、既に3社が創業しておりますが、今後、更に数社が創業を開始する予定となっております。住宅を完備する企業には、若い社員も転入しております。民間の調査では、この地域での就労者数は2000人にな

るとも報告されておりますので、この方々の町への定住化による活性化にも大いに期待するところであります」合併新法の時限(10年3月)を間近に「川越との1市1町合併」の困難が予測されていたとはいえ、この施設方針から窺えるのは、自らの「功績づくり」のために川越市を裏切った高田町長の姿だ。

「前年3月のまちびらき以降、事業効果はつきり出てきた」ため、もはや新ICに「川越」を含める必要はなくなった。それどころか「川島ブランドの確立」のためには、近隣中核市の威光を笠に着るような「川越」は不要であり、邪魔ですらある。だから川越市から再三にわたり要望され、自らもいったんは了解した新IC名称案「川島・川越北IC」など、この際も断つてしまえ…。IC周辺

が開発整備されることによつて約8億円の税収増を見込んで高田町長は、ネクスコ東日本(東日本高速道路株式会社)からの「本当に川島ICという名称でいいのか」という問い合わせにも「それで結構です」とあっさり答え、「川島ブランドの確立」を自らの功績とすべく、川越市を裏切ったのである。

高田町政のこうした「前科」のため、中部環境側をドタキャンし「川越・川島広域ごみ処理ブロック構想」を打ち出した背景にも「町長自身の政治的理由からではないのか」と、町民から疑念の声が絶えない。

「県の広域組合構想の枠組みでは川越市は独自、川島町は比企郡で、とされているはず。中部環境に申し入れをしながら断り、川越市と一緒にという変わり身の速さこそは、二枚舌の高田流だ」

民にとつてはありがたい事業だ。しかし12月議会的一般質問で道祖土町議がこの補助対象者について質問したところ、町長は「結果的には遠縁の人が(補助金を)受けた」と高田流に回答。「何が遠縁だ！親戚ではないか」と町民らの怒りを買い、高田町長による親戚にあたる個人への不正支給ではないのかとの疑惑が浮上した。

農政産業課に問うと「今年からの事業で、予算は500万円を計上した。内訳は新規就農者1件につき300万円、観光農園に転向した通常農家へは1件100万円を2件分としたものだ。現在のところ新規就農者が1名いたため300万円をすでに支給している」

### 新規就農観光農園補助金問題

## 「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

現在稼働しているごみ処理施設・川島町役場環境セン

タ1付近の西谷・曲師地区、釘無地区住民への地域環境整備事業交付金は、高田町政下で大きく減らされた。釘無地区および西谷・曲師地区の両環境保全協議会に対し、97年(平9年)から06年(平18年)までは毎年200万円が「環

境整備費及び活動費」として交付されてきた。だが高田町長2期目からは西谷・曲師地区が454071円、釘無地区が429000円と大幅に減額。「財政難」を理由に削るところは大胆に削ってきた高田町政だが、さる12月議会

で浮上したのは、町長の親戚にあたる個人に対し補助金を

支給した疑惑である。

「川島町農業者支援対策事業補助金交付要綱」(以下「新要綱」)…。今年5月10日に告示されたばかりの新しい要綱だ。簡単に言えば「新規就農者」を対象とした補助事業であり、今年すでに1名の補助対象者に支給されている。新たに農業を営もうとする町

民にとつてはありがたい事業だ。しかし12月議会的一般質問で道祖土町議がこの補助対象者について質問したところ、町長は「結果的には遠縁の人が(補助金を)受けた」と高田流に回答。「何が遠縁だ！親戚ではないか」と町民らの怒りを買い、高田町長による親戚にあたる個人への不正支給ではないのかとの疑惑が浮上した。

農政産業課によれば、サラリーマンだったA氏は昨年何度も「いちご栽培を中心とした観光農園をやりたい」と同課に足を運び相談しているという。そして昨年5月から1年間、県から斡旋された観光農園で研修を行っている。

「通常の新規事業における予算獲得プロセスで言えば、まず担当課がしっかりとした基準を定め、秋頃には財政課(川島町では政策推進課)に実施計画書を提出しヒアリング等を行う。そして12月の予算委員会に諮り、翌年3月に予算が決定し要綱をまとめる。金額が大きい場合は議会に提案する。そして新年度を迎える4月から執行、という流れになる。町単独事業の場合、要

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

年月日	事項
2009年(平成21年)	
～5月	A氏、川島町農政産業課に「農業をやりたい」と複数回相談訪問
5月	A氏、県斡旋の観光農園で研修開始(～10年5月まで1年間)
9月28日	農政産業課、政策推進課に対し「いちご観光農園新規開設者」へ助成金交付の実施計画書提出
12月	予算委員会審議可決
2010年(平成22年)	
3月	農政産業課、「新要綱」にかかる予算策定(「要綱」であり議会には諮っていない)
4月	総務課、「新要綱」を審査。広報で「新要綱」のお知らせ
5月10日	農政産業課、「新要綱」を告示 土地集約型農業新規就農者補助廃止
5月17日	農政産業課、A氏の申請を起案
5月19日	農政産業課、A氏の申請を決裁
5月24日	農政産業課、A氏に補助金交付決定を通知
6月	農政産業課「新要綱」を広報(6月20日号)等で告示
12月	町議会一般質問にて町長「A氏は遠縁」と回答

「通常の新規事業における予算獲得プロセスで言えば、まず担当課がしっかりとした基準を定め、秋頃には財政課(川島町では政策推進課)に実施計画書を提出しヒアリング等を行う。そして12月の予算委員会に諮り、翌年3月に予算が決定し要綱をまとめる。金額が大きい場合は議会に提案する。そして新年度を迎える4月から執行、という流れになる。町単独事業の場合、要

「相談に来ていた就農希望者が1名であったため、予算も1名を見込んでいた」(農政産業課)

「相談に来ていた就農希望者が1名であったため、予算も1名を見込んでいた」(農政産業課)

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

「新要綱」を作成し町長の親戚にあたる個人に不正支給か？

# 「新要綱」が廃止したのは「土地集約型農業」支援事業 予算枠は旧事業分をそのまま流用 「新要綱」はやはり「A氏の希望先にありき」だった？

怪しいのは「新要綱」告示までの流れとA氏の動きだけではない。

「新要綱」には附則に「川島町土地集約型農業新規就農者等支援事業要綱（平成14年告示第69号）は、廃止する」と明記されている（以下「旧要綱」）。

「土地集約型農業新規就農者」とは具体的にどのような農家を指すのかを問うと、「点在する農地を一カ所にまとめた上で、そのままだった農地の管理に従事する農家」とのこと。

と。国土の狭いわが国が土地集約型農業で国際的に劣位に立たざるを得ないため、高付加価値型農業にこそ力を注ぐべき、という議論はかねてより提起されてきた。だがここで問題にすべきなのは国策次元の話ではない。新規就農者への補助事業が、土地集約型農業新規就農者への補助打ち切りとワンセットになっていることが、わずか一年足らずで策定された「新要綱」に明記されている事実である。

「新規就農者」という文字こそ共通しているが、「旧要綱」と「新要綱」は、まるで別物。「旧要綱」が農地の効率的利用を促進するための補助事業であるのに対し、「新要綱」

は農業従事者を増やす補助事業である。本来ならば両要綱はともに機能していなければならぬはずだ。

農政産業課は「新規就農希望者が1名、相談に来ていた。また町で『いちごの摘み取り』ができるのか、という問い合わせが年間で数件あった」と述べる。だからといって土地集約型農業新規就農者への補助を打ち切った理由にはならない。そもそも町にこれまで存在してきた、ある農業施策を「廃止する」には、この問題が別の審議の俎上に載っていないならならぬ。

「土地集約型農業新規就農者への補助打ち切り」は、いったいどう審議され決定されたのだろうか。

驚いたことに同課は「過去5年間において実績がなく今後の予測も見込めないため、厳しい財政状況を勘案した結果の廃止、ということも考えられる」と、まるで他人事のように本紙に回答したのである。

「新要綱」の予算枠は、廃止した要綱からそのままひきついでものだ（農政産業課）。つまり厳しい財政状況から「旧要綱」を廃止し、本来「農地の効率的利用」に割り当て

られるはずだった予算枠をそのまま、性質の違う「農家を増やすこと」に充当させたというのである。ずいぶん杜撰な話だ。

昨年秋、同課が政策推進課へ提出した実施計画書の段階では「旧要綱廃止」は謳われていない。「旧要綱廃止」で空く予算枠を「新要綱」に充当するつもりだったのであれば、実施計画書に「旧要綱廃止」の記載がないのはいかに不自然である。

「要綱」とは「地方公共団体が行政指導の基準として定められたもの」のこと。法的拘束力を欠くものであり、相手方がどうしても従わない場合は、法的には放任せざるを得ない性格のものである（環境庁環境アセスメント用語集）とはいえ、一地方自治体が公的に定めた重要施策方針であることに変わらぬ。しかも補助金（税金）支出に関する事項なのだ。担当課（農政産業課）の判断で、恣意的に「性質の違う古い要綱を廃止した上で、別の性質の新要綱を」策定できるものなのか。

「新要綱」は具体的に誰が起草し、また「旧要綱」は誰が廃止を決めたのか。トップ（町長）の決定ではないのか？と

農政産業課に質問すると、取材に応じた同課職員は「様に顔をこわばらせるばかりで、明言を避けるのである。要綱である」と例規であるうと、一地方自治体の意思決定にトップが関与していない

「町単独事業には「農協・自治会等からの要望が不可欠」町長の親戚・A氏の「希望」による「新要綱」は「成立プロセスこそ違法性はないが、やはり『あからさま』だ」（行政専門家）

もし昨年はじめに高田町長が「5年も実績のない補助事業など打ち切れ。遠縁にあたる人間が町でいちご農園を始めたいから、近々そちらに相談に行くだろう。担当課の方で新規就農者を補助する事業を新たに策定し施行せよ」と農政産業課に「指示」したとすれば、この「A氏の希望先にありき」としかお思えない「新要綱」策定への流れが、矛盾なく整合性を帯びて見えるではないか。

行政専門家はこう述べる。「もちろん個人への補助金支出は違法。補助金には団体対象と事業対象の2種類がある。このケースは事業対象だが、町の単独事業のため事業法人や団体（農協関係）から要望が不可欠だ。国や県の補助事業の場合、たとえば『国が2分の1、町が4分の1を補助し、利用者が4分の1を負担する』など、国や県がリサーチして要綱を作成する。だが

はずがないではないか。新規就農者への補助を謳った「新要綱」それ自体は有意義なものだ。だがその成立プロセスは1年足らずと慌ただしく（実施計画書提出以前に十分に検討されたとは思えない）

町単独の場合は県や国のリサーチがない。だからなおさら一個人の意見では動かない。農協や自治会等の要望がなければだめだ。その上で担当課がしっかりとした基準を策定し、政策推進課とヒアリングをして作っていくものだ」

「新要綱」告示への手順そのものに違法性はない。それでもなお「A氏の相談」から始まり、「A氏の研修終了」申請に間に合わせるかのよう「告示されていること」に、高田町長の「縁戚にあたる新規就農希望者を補助する」目的意識が働いていたのではないか、という疑惑を払拭するのは難しい。繰り返すが個人対象の補助金支出は違法。そのため町長の意を受けた農政産業課が、さももつともらしく「新要綱」を起草し告示に至ったというのであれば、A氏に歩調を合わせたかのような経緯も、また本紙が「要綱の最終決定者」を問うた際に見せ

い、別の性質の要綱に使われるはずだった予算枠を充当するという杜撰さにもかかわらず、A氏の希望に添って策定されたかのように、妙にA氏の取り組みや意向に歩調を合わせているのだ。

た、農政産業課職員のダンマリにも納得がいく。

一般質問で浮上した高田町長をめぐる「功績目当ての二枚舌体質」「遠縁への補助金不正支給疑惑」…。川島町12月議会には、高田町政2期の歴史そのものが溶けこんでいる。近隣自治体からの信頼を失墜させる無節操な変わり身の速さとは、そのまま川島町政の理念のなさを意味し、また補助金不正疑惑は（それが違法支給でないにせよ）、目に余るほどの町政私物化を直ちに連想させる。小さな自治体であればこそ、町民や近隣自治体との信頼に基づく関係は不可欠である。また小さな自治体ほど、首長による行政私物化を警戒しなければならぬことは言うまでもない。

高田町長による「みつともない二枚舌・町政私物化」が、川島町民の「民度」の反映であってはならない。■

200万人の読者が見ています！  
ビッグニュースが盛り沢山  
「インターネット行政調査新聞」  
http://www.gyouseinews.com/



行政調査新聞では市民の皆様からの投書、投稿を募集しています。郷土・埼玉への建設的ご意見をお待ちしております

〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東 3-8-13  
行政調査新聞社  
TEL 049 (237) 5431 FAX 049 (237) 5432